

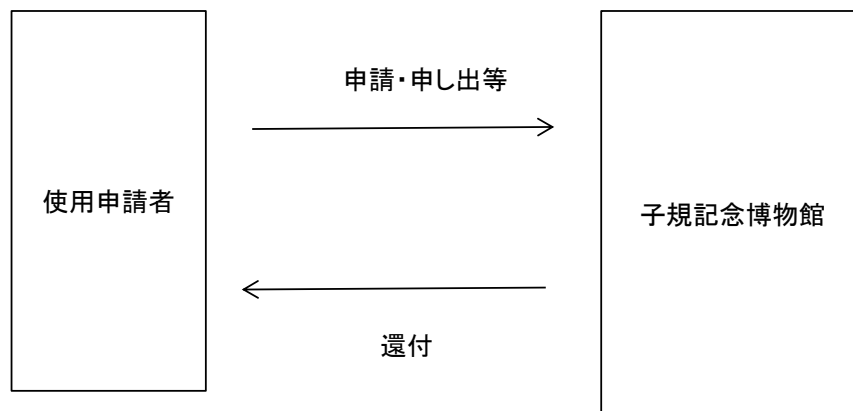
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	観覧料等の還付	
処 分 の 概 要	観覧料・特別利用料及び使用料を還付する	
根 拠 法 令 名	松山市立子規記念博物館条例(昭和55年条例第30号)	
条 項	第12条	
所 管 課	子規記念博物館	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日～7日	
標準処理期間	計 即日～7日	
審査基準	<p>松山市立子規記念博物館条例施行規則第7条及び14条、松山市立子規記念博物館資料取扱規則第11条の各号に該当することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○松山市立子規記念博物館条例規則 (観覧料の還付) 第7条 条例第12条ただし書の規定による既納の観覧料の全部又は一部を還付する場合は、次のとおりとする。 (1) 博物館の展示室を観覧しようとする者の責に帰すことができない事由によつて観覧できなくなつたとき。 (2) その他委員会が特別の事由があると認めるとき。</p> <p>(使用料の還付) 第14条 条例第12条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合は、次のとおりとする。 (1) 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責に帰すことができない事由により使用できなかつたとき。 (2) 使用日前において使用の取りやめを申し出た場合等で、委員会が相当の事由があると認めたとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特別の事由があると認めたとき。</p> <p>○松山市立子規記念博物館資料取扱規則 (特別利用料の還付) 第11条 次の各号に該当する場合は、特別利用料の全部又は一部を還付することができる。 (1) 特別利用の許可を受けた者の責に帰すことができない事由により、利用できなくなつた場合 (2) 博物館の都合により、当該特別利用の許可を取消した場合 (3) 特別利用前に、当該特別利用許可の取消しを申し出て、委員会がそれを了承した場合</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。